国家公務員法の一部を改正する法案(天下り規制法案) 概要

1 職員OBを介した再就職あっせん行為等の規制

(1) 職員の職員OBに対する行為の規制

職員が、職員OBに対し、

- イ 役職員等を再就職させることを目的として、 当該役職員等に関する情報の提供等を行うこと
- ロ 営利企業等に対し、他の役職員等を再就職させることを要求・依頼するよう、依頼すること

を禁止

(2) 職員OBの営利企業等に対する行為の規制

職員OBが、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体)に対し、

- ① (1)の行為を受けて、
 - イ 役職員等を再就職させることを目的として、 当該役職員等に関する情報の提供等を行うこと
 - ロ 他の役職員等を再就職させることを要求・依頼すること
- ② 他の役職員等を再就職させることに関し職員との間で 情報の共有又は連絡調整を行うことが常態であるものが ①イ又は口の行為を行うこと

を禁止

OBを介した天下りあっせん行為を規制







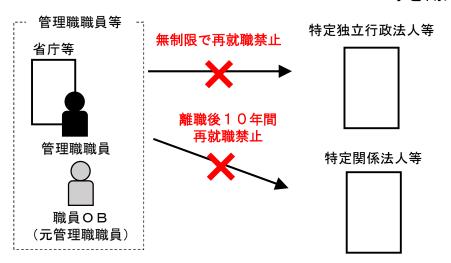
※職員が直接営利企業等に対して行う場合は、現行法でも規制対象

2 管理職職員等の再就職の規制

管理職職員等の離職後の再就職について、

- ・特定独立行政法人等の場合は期間の制限なく、
- ・特定関係法人等の場合は離職後10年間、
- その役員等の地位に就くことを禁止
 - ※<u>再就職等監視委員会の承認</u>を得た場合、<u>再就職が可能</u> (承認に当たっては、
 - ・ <u>離職前の官職</u>及び<u>再就職後の地位</u>
 - ・離職から再就職までの期間
 - ・公募等の措置の有無及びその内容

等を勘案)



※職員の利害関係企業等に対する在職中の求職は、現行法でも規制対象

3 罰則の整備

- (1) 2に違反して役員等の地位に就いた者:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 1に違反した者:20万円以下の罰金

など

4 附則関係

- (1) 施行期日:公布の日から起算して6月以内の政令で定める日(一部除く) (2) 所要の規定の整備
- (3) 検討条項(国家公務員の退職管理に関する制度の在り方等について検討し必要な措置を講ずる) (4) 関係法律の整備 など